



すこやか だより

編集・発行 西之表市健康保険課健康増進係 保健センターすこやか
電話 0997-24-3233 (平日のみ)



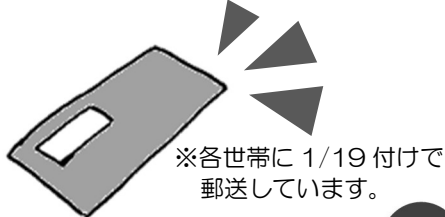
『令和6年度の健診(検診)希望調査』を実施中です！

西之表市では、市民の皆様の健康づくりと生活習慣病やがんなどの早期発見・早期治療を目的に各種健診(検診)を実施しています。そこで、来年度の意向確認を行うため、対象者がいる世帯あてに「令和6年度西之表市健診希望調査票」を郵送しています。

市の健診を希望する方は健診の種別毎に「○」印を、また健診(検診)を希望されない方は受診しない理由のいずれかに「○」印を記入し、必ず提出をお願いします。

【調査票提出までの流れ】

①届いた調査票を確認する



※各世帯に1/19付けて郵送しています。

【対象】

男性 40歳以上

女性 20歳以上

(令和7年3月31日到達時年齢)

②調査票に記入する



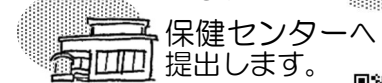
受診したい項目に必ず「○」印をしてください。

※印がないとお知らせや受診票が届きません。

③希望調査票を提出する

同封されている返信用封筒に入れて投函

または…



※WEBでも回答できます



<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/DKixin5b>

希望する方も
希望しない方も
提出をお願いします。

※対象の方で、希望調査票がお手元に届いてない場合は保健センターすこやかまでご連絡ください。

『歯周疾患(節目)検診』のご案内

日本人の40歳以上の約8割の方が歯周病といわれています。歯周病は歯を失う原因になるだけでなく、さまざまな全身の病気と関連があり、また、痛みなどの自覚症状が出にくいいため、定期的な歯周病チェックが必要です。今回、下記日程で歯周疾患節目検診を実施します。検診対象者にはすでにハガキにてお知らせしていますので、ぜひこの機会に受診し、お口の状態を確認しましょう。

【日時】 令和6年2月25日(日) 受付：午後1時～午後3時半

【会場】 西之表市保健センターすこやか

【対象者】 西之表市在住の40・50・60・70歳の方(令和6年3月31日現在)

【内容】 歯と歯ぐきの診査・歯科保健指導

【その他】 くわしくは、個別に送付した勧奨ハガキをご覧ください。



歯っぴいちゃん

予防接種のお知らせ

○乳幼児の5種混合ワクチン定期接種化！

乳幼児を対象とした百日ぜき、ジフテリア、破傷風、ポリオの4種混合ワクチンに Hib（ヒブ）ワクチンの成分を加えた「5種混合ワクチン」が令和6年4月1日から定期接種となります。5種混合ワクチンの接種対象者は、令和6年2月生まれ以降の方となります。当面は、4種混合ワクチンとヒブワクチンも接種できます。

○高齢者の肺炎球菌ワクチン節目年齢の経過措置終了！

令和6年度から高齢者肺炎球菌感染症の定期予防接種の対象者が変更になります。これまでは特例措置として、各年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方を対象として実施してきましたが、この特例は令和5年度で終了となります。

なお、令和6年度以降の対象者は、(1)満65歳の方(65歳の誕生日から66歳の誕生日を迎える前日まで)、(2)60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓もしくは呼吸器機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方になります。

今後の『新型コロナワクチン接種』について

新型コロナワクチンの全額公費による特例臨時接種は、令和6年3月31日をもって終了し、令和6年度以降は季節性インフルエンザと同様の「定期接種」に変わる予定です。現時点で国が示す方針は以下のとおりです。

なお、これらの情報は現時点でのものであり、国の方針等により変更となる場合があります。

	令和5年秋開始接種(令和6年3月31日まで)	令和6年度以降(4月1日から)
接種の分類	特例臨時接種	B類疾病の定期接種 ※季節性インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症と同様
対象者	生後6か月以上の方	・65歳以上の方 ・60～64歳で重症化リスクの高い方 ※心臓、腎臓または呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害を有する方 上記以外の方で接種を希望する場合、任意接種として全額自己負担で接種が可能。
接種期間と回数	令和5年9月20日から令和6年3月31日の間に1回	年に1回、秋冬に実施
接種費用	自己負担なし(無料)	一部自己負担あり(負担額は未定)
努力義務	あり ※65歳以上の方・基礎疾患を有する方のみ	なし
接種ができる場所	原則住民票がある市町村、一部対象者は住所地外での接種も可	原則として住民票がある市町村
集団接種	あり	原則なし
使用するワクチン	ファイザー社 / モデルナ社 / 武田社 / 第一三共社	未定 ※流行の主流であるウイルスの状況やワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて、当面はワクチン株を毎年検討
予防接種済証	接種を受けたすべての方に交付	定期接種を受けた方のみ交付 ※任意接種を受けた方には交付なし
予防接種証明書	・市町村窓口(郵送)交付 ・接種証明アプリ	証明書の交付なし ※令和5年度までの接種記録分のみ窓口または郵送にて証明書交付は可能(接種証明アプリは停止)
接種記録の確認方法	・マイナーポータル ・接種証明アプリ	閲覧不可 ※令和5年度までの接種記録はマイナーポータルで確認可能
健康被害救済制度	予防接種法に基づき、A類・臨時接種の枠組みで実施	・定期接種分は、予防接種法に基づき、B類の枠組みで実施 ・任意接種分は、PMDA法(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法)に基づき、PMDAが実施 ※令和5年度までの特例臨時接種分は引き続き、A類・臨時接種の枠組みで実施